

文部科学大臣 萩生田光一 様
文化庁長官 宮田亮平 様

文化庁の補助金不交付の判断についての疑問

既報のように、文化庁は、「あいちトリエンナーレ」における国際現代美術展開催事業については、文化庁の「文化資源活用推進事業」の補助金審査の結果、補助金適正化法第6条等に基づき、全額不交付とした。

理由については、「審査の視点において重要な点である、**[1]実現可能な内容になっているか、[2]事業の継続が見込まれるか**、の2点において、文化庁として適正な審査を行うことができませんでした。」（強調筆者）と述べられている。

私見では、この二つの視点、とりわけ後者からは不交付の判断をすることは適切ではないと思われるので、以下に説明してみる。

そもそもここでの「審査の視点」とは具体的には何を指しているのでしょうか。

これは、参考資料としてリンクされた「文化資源活用推進事業 事業概要」のなかにある、「文化資源活用推進事業 審査の視点」のことを指していると思われる。

この審査の視点とは、次のとおりである。

（１）実施計画について

- ・本事業の趣旨・目的に沿った計画となっているか。
- ・**実現可能な内容・事業規模になっているか。**
- ・地域の文化芸術資源（観光資源も含む。）を活用した計画となっているか。
- ・地域課題（人口の減少、過疎高齢化、若年層の流出、観光客の減少、中心市街地の衰退等）を踏まえた取組が行われているか。
- ・事業実施による効果等について、具体的な数値が設定されているか。
- ・**計画期間終了後も地方公共団体独自で取り組めるなど事業の継続が見込まれるか。**
- ・計画に対して妥当な経費が計上されているか。
- ・芸・産学官や他の地方公共団体（特に市町村においては、都道府県）、地方公共団体の他の部局（観光振興担当部局等）との連携・協力体制がとれているか。
- ・障害者等のバリアを取り除く取組を行い、受入環境整備を図っているか。
- ・観光インバウンドの拡充に資する取組（多言語対応や、訪日外国人が鑑賞・体験・滞在できる魅力的な内容とする工夫等）を行い、受入環境整備を図っているか。
- ・国庫補助額に比して、高い経済波及効果が見込める事業であり、その根拠が明確となっているか。

（２）実施計画に記載されている具体的な取組について

事業実施による効果、成果をもたらす計画となっているか。

先に挙げた二つの視点と文言が重なるものについて太字で示してみた。

[1]実現可能な内容になっているか については、確かに該当する視点が見いだされる。
ところが、

[2]事業の継続が見込まれるか については、計画期間終了後のことを示すもので、今回の
不交付の直接の審査の視点にはなり難いのではないだろうか。

それとも、参考資料に示された審査の視点以外の視点を新たに導入したということであろうか。

文化庁からの十分な説明が欲しいものである。

令和 2 年 10 月 6 日

栗田秀法